

第7回成田市農業委員会総会議事録

令和6年1月12日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和6年1月12日(金)
午後1時30分から午後2時59分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 19名

議長 諏訪 恵 昨

1番	木村 知子	10番	森川 光江
2番	大竹 卓	11番	矢崎 光二
3番	宮城 敏彦	12番	萩原 孝次
4番	田中 敏雄	13番	小川 美智子
5番	浅井 弘一	15番	宇井 甲司郎
6番	京相 稔	16番	泉水 厚子
7番	加藤 茂	17番	藤崎 明
8番	渡邊 義行	18番	坂田 一郎
9番	諏訪 和恵	19番	湯浅 恵介

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和5年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年1月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
主幹兼農地係長	酒井宏幸
振興係長	鎌形清人
主査	宮内孝史

8. 傍聴人

なし

○議長 ただ今の出席委員は、19名です。

定足数に達しておりますので、第7回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、12月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、15番 宇井甲司郎委員、16番 泉水厚子委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形 振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 令和5年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年1月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページでございます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で16件の申請がございました。

①売買でございます。10件の申請がございました。

1番、台方にお住まいの譲受人が、印西市にお住まいの譲渡人が所有する、台方の田5筆、及び畑5筆、合計6,908㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「後継者がいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページが案内図でございます。

2番、西大須賀にお住まいの譲受人が、松戸市にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、2, 824㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠方に居住しており、管理するのが困難であるため」というもので、総会資料2ページが案内図でございます。

続きまして、①売買の3番から議案集5ページの7番までは、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。西大須賀にお住まいの譲受人が、3番は、西大須賀にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、及び田1筆、合計1, 017㎡を、4番は、四谷にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の田2筆、及び畑1筆、合計641㎡を、5番は、佐倉市にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、442㎡を、6番は、印西市にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、1, 276㎡を、7番は、四谷にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、322㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「空港騒音区域拡大に伴い、自宅の移転予定先に近接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、ともに「相手方の要望による」というもので、総会資料3ページが案内図でございます。

続きまして、8番及び9番につきましても同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、8番は、押畑にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田2筆、及び押畑の田1筆、合計678㎡を、9番は、下金山にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田1筆、及び畑1筆、合計2, 174㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由でございますが、8番は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、9番につきましても、「農地を贈与や相続で取得したが、自ら耕作できないため、申請地を譲渡したい」というものでございます。総会資料の4ページが案内図でございます。

続きまして議案集6ページでございます。

10番、下福田にお住まいの譲受人が、米野にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の田1筆、376㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「現在、耕作している水田に隣接しており、耕作上の効率が良いため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「農業経営を縮小したい」というもので、総会資料5ページが案内図でございます。

続きまして、②贈与でございます。2件の申請がございました。

1番、畑ヶ田にお住まいの受贈者が、同じく畑ヶ田にお住まいの贈与者が所有する畑ヶ田の田2筆、合計5,631㎡の贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「親の後を継ぎ、耕作を行うため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「高齢のため、息子に贈与する」というもので、総会資料6ページが案内図でございます。

続きまして2番は、西大須賀にお住まいの受贈者が、千葉市花見川区にお住まいの贈与者が所有する西大須賀の田1筆、及び四谷の田1筆、合計1,077㎡の、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を受贈する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「相続により農地を取得したが、遠方に居住しており耕作できないため」というもので、総会資料7ページが案内図でございます。

続きまして、議案集7ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番及び2番は同一の借受人による申請であり、関連がございますので一括してご説明いたします。なお、本案は1月9日に開催されました第3小委員会において、新規就農面接を実施した案件でございます。

美郷台にお住まいの借受人が、1番は、赤荻にお住まいの貸付人が所有する、芦田の畑1筆、赤荻の畑2筆、及び田1筆、合計1,239㎡に、2番は、下金山にお住まいの貸付人が所有する、下金山の畑2筆、合計710㎡に、それぞれ使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を借り受けたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、ともに「後継者がいないため、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料8ページが案内図でございます。

議案集8ページでございます。

④賃借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、埼玉県富士見市にお住まいの賃借人が、名木にお住まいの賃貸人が所有する、名木の畑2筆、合計1,229㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は、「経営規模の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「自ら耕作しないため」というもので、総会資料の9ページが案内図でございます。

続きまして2番、埼玉県富士見市にお住まいの賃借人が、名木にお住まいの賃貸人が所有する、名木の畑1筆、366㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は、「経営規模の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書

が添付されております。賃貸人の事由は、「高齢のため」というもので、総会資料10ページが案内図でございます。

以上で、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田5筆、畑5筆を取得し、田では水稻、畑ではぶどうなど果樹を栽培したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、主にみかんを栽培したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の3番から7番につきましては、提出されました許可申請

書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番から7番は、田3筆及び畑5筆を取得し、田では水稻を、畑では主にきゅうりやナスなどを作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番から7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、3条①売買の8番及び9番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員である役員及び重要な使用人2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番及び9番は、現況：畑5筆を取得し、早生桐や梅や栗を作付けしたいという営農計画です。取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の8番及び9番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の10番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の10番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 去る1月9日、午後1時から、市役所6階中会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員2名、合計8名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条及び農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについては、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は台方公民館の東、市道台方麻賀多神社本校線の南側及び、市道宗吾北須賀線を南側に入った農地並びに、ニュータウンスポーツ広場の南及び北、市道台方麻賀多神社手黒線の西側に隣接する農地並びに、市道角川天の前線の南側に隣接する農地で、田及び畑として耕作されておりました。

審査の中で委員から、「畑ではぶどうを作付けするという説明があったが、ぶどう農家であるのか。」という質問があり、事務局からは、「特にぶどう農家ではありません。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問等をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は西大須賀共同利用施設の南東、市道西大須賀四谷線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員から、「畑でみかんを作付けするという説明があったが、みかん農家であるのか。」という質問があり、事務局からは、「申請地ではみかんを作付けしたいとのことであり、農業としては水田が中心の農家です。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番から7番については、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番から7番につきましては、申請地は四谷共同利用施設の北西、県道成田滑河線の西側に隣接する農地で、田及び畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「今回取得する農地が西大須賀であるが、移転先も西大須賀という解釈でよいか。また譲受人は認定農業者との説明があったが、経営規模面積は議案書に記載の面積で間違いないか。」という質問があり、事務局からは、「移転先は西大須賀であり、申請地横になります。また、経営面積については、借りていた農地を

地主が空港会社に売却する関係で解約となったため、台帳上の面積については議案書記載のとおりです。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の3番から7番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番から7番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、①売買の8番及び9番につきましても、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の8番及び9番につきましては、申請地は八生小学校の南東、市道ニュータウン中央線の東側及び西側、ならびに市道松崎中郷線を南側に入った農地で、畑として管理されておりました

審査の中で委員より、「贈与で取得したとの説明があるが、取得から3年を経過しているか。」という質問があり、事務局からは、「平成5年に贈与されており、3年以上経過しております。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の8番及び9番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(湯浅委員の挙手あり)

○議長 湯浅委員

○湯浅委員 8番ですが、畑として管理されているということですが、目の前にある直売所の駐車場として長らく使われていたと思うのですが、そのあたりはどうなのでしょうか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 申請を受け付け、現地確認をした際には駐車場として使っていましたが、採石を撤去させ、赤土を入れ、農地復元をしたあとに申請を受け付けております。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番及び9番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の8番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。

続きまして、①売買の9番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。

続きまして、①売買の10番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○**小委員長** 議案第1号、農地法第3条①売買の10番につきましては、申請地は下福田騒音地域集会所の南西、市道松崎下福田線を西側に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の報告につきまして、①売買の10番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の10番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番は可決されました。

続きまして、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○**議長** 宮内主査

○**宮内主査** 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②贈与の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の2番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者です。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は遠山公民館の南西、市道川栗畑ヶ田線を東側に入った農地で田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

続きまして、②贈与の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の2番につきましては、西大須賀共同利用施設の南、市道西大須賀四谷線の東及び、市道西大須賀水入線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の2番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条③使用貸借権の設定の1番及び2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番及び2番は、現況畑6筆を借り受け、じゃがいもや甘しょ等を中心に作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の1番及び2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、③使用貸借権の設定の1番及び2番につきましては、同一の借受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③使用貸借権の設定の1番及び2番につきましては、申請地は海老川共同利用施設の北東、市道芦田字和田線の北側及び、中郷公民館の東並びに西、市道野毛平宝田線の北側、市道新妻4号線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。また、新規就農のため、小委員会で面接調査を行いました。

営農計画としては、じゃがいもや甘藷などを作付けするという計画で、従事者につ

いては、1人で計画しているとのことでした。

農業経験としては少ない面積で、家庭菜園のような作付けは行っていたが、元々の勤務地である中郷地区において、農地を貸してもよいという方がいることから、今回の申請に至ったとのことでした。

その後の審査の中で委員より、「営農拠点の整備の予定はあるか。」という質問があり、事務局からは、「新妻に拠点を設ける予定である。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番及び2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の1番及び2番を採決いたします。

なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、③使用貸借権の設定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

続きまして、④貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条④貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、貸借権の設定の1番は畑2筆を賃借し、かぶを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条②賃借権の設定の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の2番は畑1筆を賃借し、かぶを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、④賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は大栄消防署下総分署の西及び南、市道高青山旧県道線の西側並びに、県道成田下総線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「最近の総会議案で、新規就農としたものがあつたが、今回はその家族による申請か。」との質問があり、事務局からは、「認定新規就農者の手続きを進めたいとのことで、今回の申請に至りました。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 ご住所は埼玉県で、総会資料では営農拠点が香取市谷中となっていますが、埼玉県から通うのではなく、香取市に住まわれるということになるのでしょうか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 農機具等は香取市の実家に置かせてもらっている状態で、通作自体は埼玉から行うという話です。

○大竹委員 かぶだと成長が早いと思いますが、大丈夫なのでしょうか。

○宮内主査 はい。埼玉から通うということです。

○議長 その他ご意見等ございますか

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、④賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条④賃借権の設定の2番につきましては、申請地は大栄消防署下総分署の北西、市道高青山旧県道線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、報告第2

号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、と関連がございますので、審査の都合上、順序を変更し、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集61ページをお開きください。

報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、でございます。1件の取消願がございました。

昨年5月11日開催の第35回総会におきまして、許可相当としてご承認をいただいた案件でございますが、敷地設定を変更して再度許可申請をするため、許可処分の取消願が提出されたものでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集9ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で4件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、大沼にお住まいの譲受人が、東京都江東区にお住まいの譲渡人が所有する、大沼の畑1筆、1,144㎡を売買により取得し、「農業用施設用地」として、転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料11ページが案内図、12ページが公図の写しでございます。

続きまして、②使用貸借権の設定でございます。3件の申請がございました。

1番は、先ほどの報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分取消願と関連する案件であり、十余三にお住いの借受人が、同じく十余三にお住いの貸付人が所有する、十余三の畑2筆の各一部、合計328㎡に使用貸借権を設定し、「農家住宅用地」として転用したいという申請でございます。

総会資料13ページが案内図、14ページが公図の写しでございます。

2番、印西市にお住いの借受人が、中里にお住いの貸付人が所有する、中里の畑1筆、481㎡に使用貸借権を設定し、「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。

総会資料15ページが案内図、16ページが公図の写しでございます。

続きまして、3番は、借受人である成田市長が、貸付人である古込の法人が所有する、駒井野の畑5筆、合計4,229㎡に使用貸借権を設定し、「さくらの山利用者のための臨時駐車場用地」として、令和6年5月10日まで一時転用したいという申請でございます。

総会資料17ページが案内図、18ページが公図の写しでございます。

以上で、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年8月18日公告により、農業用施設用地へ用途変更済です。農用地区域内にある農地は原則として、許可をすることができないとされていますが、用途変更の目的どおりの施設であるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、農業用施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

計画面積の妥当性については、1, 144平方メートルの敷地に、建築面積約91平方メートルの農作業場、104平方メートルの車庫、162平方メートルの貯蔵庫を設ける計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、雨水浸透柵にて敷地内浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は大沼公民館の北東、市道大沼2号線の南側に隣接する農地で、現況は倉庫等が建っており、農業用施設用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

次に、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年12月25日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、農家住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込み証明書が添付されており、信用性について問

題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後速やかに着手、着手後5ヶ月で完了の予定です。

計画面積の妥当性については、328平方メートルの敷地に、建築面積約54平方メートルの農家住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ農家住宅の上限である、おおむね1,000平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は既存敷地内の放排水柵を使用する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は十余三防音集会所の南東、県道十余三新田線の東側に位置する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の2番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和5年8月18日公告により除

外済みです。除外後は、第2種農地です。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込み証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年2月1日着手、令和6年9月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、481平方メートルの敷地に、建築面積約150平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから、妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水については、浸透枡を設置し、宅内処理とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は冬父・中里コミュニティセンターの南、市道大和田倉水線の東側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いいたします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 5条②使用貸借権の設定の3番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、さくらの山臨時駐車場、普通車125台分の用地です。

資力及び信用についてですが、事業計画としましては、舗装、砂利敷、鉄板養生等を行わず、現状のまま簡易な線引きにより区画分けする予定です。

信用については、昨年を引き続き、さくらの山において花見などの来場者で混雑が予想される3月から5月にかけて臨時駐車場を設ける計画であり、問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年3月6日着手、令和6年5月10日完了の予定です。

計画面積の妥当性について、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積はおおむね面積基準であり、妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障については、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、現状のまま簡易な線引きにより分けのみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番につきましては、申請地はさくらの山の南、市道南三里塚駒井野線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、一部は草刈管理がされ、更地のような状態で、一部は草が生い茂ってありました。

審査の中で委員より、「毎年、申請をされているものか。」という質問があり、事務局からは、「毎年、一時的な転用として申請されています。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の3番に関する、ご

意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条②使用貸借権の設定の3番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集11ページをお開き願います。

議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記の手續きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、幡谷にお住まいの申請人が、幡谷の畑2筆、合計269㎡を「平成元年以前から農家住宅用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。

証明願には、20年以上前に撮影された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。

総会資料19ページが案内図、20ページが公図の写しでございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手續きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手續の運用を妨げるものではないとされております。

以上で、議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第3号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番につきましては、申請地は久住小学校の東、県道久住停車場十余三線の西側に隣接する農地で、現況は農家住宅用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問等をお願いいたします。

(加藤委員の挙手あり)

○議長 加藤委員

○加藤委員 空港騒音下区域の移転によるものでしょうか。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 幡谷地区なので、移転対象によるものです。

○議長 その他質問等ございますか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和5年度、第12次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、田中 委員、渡邊 委員の両名は、議事に参与できませんので。暫時退室願います。

(田中 委員、渡邊 委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、令和5年度、第12次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集12ページでございます。

議案第4号、令和5年度、第12次農用地利用集積計画の決定について、ござい

ます。

成田市長より、13ページに記載のとおり、令和5年度、第12次農用地利用集積計画（案）について、の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、14ページから16ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、17ページから34ページをご覧ください。

それでは、議案集14ページをご覧ください。

1. 利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間4年のものが、畑1筆1件、479㎡で、詳細は17ページの1番でございます。

契約期間10年のものが、畑1筆1件、1,001㎡で、詳細は17ページの2番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間3年のものが、田2筆1件、2,062㎡で、詳細は17ページの3番でございます。

契約期間4年のものが、田5筆1件、3,992㎡で、詳細は17ページの4番でございます。

契約期間5年のものが、4,666㎡、田2筆1件、3,391㎡、畑が1筆1件、1,275㎡で、詳細は17ページの5番及び6番でございます。

契約期間6年のものが、田15筆5件、28,816㎡で、詳細は17ページの7番から18ページの11番でございます。

契約期間10年のものが、25,910㎡、田7筆3件、7,725㎡、畑が7筆6件、18,185㎡で、詳細は18ページの12番から19ページの19番でございます。

合計の契約面積は66,926㎡、田31筆11件、45,986㎡、畑が10筆9件、20,940㎡でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集15ページでございます。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間10年のものが、17,096.14㎡、田6筆1件、13,204㎡、畑は7筆1件、3,892.14㎡で、詳細は20ページの1番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間10年のものが、186,585㎡、田123筆28件、167,433㎡、畑は9筆2件、19,152㎡で、詳細は20ページの2番から25ページの31番

でございます。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積78,415.14㎡、田42筆12件、55,371㎡、畑は16筆3件、23,044.14㎡、再設定は、すべて田で87筆20件、契約面積125,266㎡でございます。

続きまして、2-2.集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集26ページから31ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1.集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

続いて、議案集16ページでございます。

3.所有権移転でございます。3件ございました。

詳細につきましては、議案集32ページから34ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

議案集32ページをお開ください。

1番、荒海にお住まいの譲受人が、並木町にお住まいの譲渡人が所有する荒海の田4筆、合計6,000㎡を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。

移転時期は、令和6年3月15日でございます。

本件につきましては、利用権設定に基づく賃貸借契約により、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものです。

議案集33ページでございます。

2番、荒海にお住まいの譲受人が、並木町にお住まいの譲渡人が所有する荒海の田2筆、合計5,796㎡を基本的な構想に基づき売買するものでございます。

移転時期は、同じく令和6年3月15日でございます。

本件につきましても、譲受人が賃借して耕作しておりましたが、この度、所有権移転に結びついたものでございます。

議案集34ページでございます。

3番、荒海にお住まいの譲受人が、並木町にお住まいの譲渡人が所有する荒海の田2筆、合計3,687㎡を同構想に基づき売買するものでございます。

移転時期は、同じく令和6年3月15日でございます。

本件につきましても、譲受人が賃借して耕作しており、この度、所有権移転に結びついたものでございます。

以上で、議案第4号、令和5年度、第12次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第4号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第4号、令和5年度、第12次農用地利用集積計画の決定につきましては特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和5年度、第12次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

退出されていた委員の入室をお願いいたします。

(田中 委員、渡邊 委員 入室)

○議長 次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年1月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川 委員、藤崎 委員の両名は、議事に参与できませんので、暫時退室をお願いいたします。

(小川 委員、藤崎 委員 退室)

○議長 それでは、議案第6号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年1月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集35ページでございます。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年1月)について、でございます。

本案は、利用集積計画により農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この促進計画にて担い手等へ貸付ける内容でございます。

成田市長より36ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきましては、38ページ及び39ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、40ページから54ページをご覧ください。

それでは、議案集38ページでございます。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。

合計面積は183,274.20㎡で、田103筆22件、116,152.20㎡、畑が28筆9件、67,122㎡で、詳細につきましては、議案集40ページから46ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積63,211㎡、田29筆9件、42,726㎡、畑が10筆2件、20,485㎡、再設定は、契約面積120,063.20㎡、田74筆15件73,426.20㎡、畑が18筆7件、46,637㎡でございます。

続きまして、1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集47ページから53ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認ください。

続いて、議案集39ページでございます。

2. 再配分の転貸でございます。

合計の契約面積は22,325㎡、田23筆3件、19,768㎡、畑が3筆1件、2,557㎡で、詳細につきましては、議案集54ページの一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年1月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年1月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年1月）について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

退出されていた委員の入室をお願いいたします。

(小川 委員、藤崎 委員 入室)

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集55ページをお開きください。

議案集55ページでございます。

報告第1号、専決処分について、でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集56ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。11件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集60ページでございます。

②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。1件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等はございませんでした。
以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題
といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集62ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

16件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合
意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いた
しました。

以上で、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わら
せていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質
問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問等をお願いいたします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは議案集66ページでございます。

報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より8件の照会がございま
した。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いいたします

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地等の現況に関する照会につきましても、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第7回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時59分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年1月12日

議事録署名人
